

## 今治拳友会 懲戒規程

### 第1条（目的）

本規程は、今治拳友会規約第9条及び第20条の規定に基づき、会員及び指導者の規律維持を図るため、懲戒の基準及び手続について定めるものとする。

### 第2条（適用対象）

本規程は、本会のすべての会員及び指導者に適用する。

また、本規程は、会員以外であっても、本会の活動に関係する者に準用することができる。

### 第3条（懲戒の種類）

懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 注意（口頭又は書面による指導）
- (2) 戒告（書面による嚴重注意）
- (3) 一定期間の活動停止
- (4) 指導停止（指導者に限る）
- (5) 除名
- (6) 施設利用停止及び立入禁止

### 第4条（施設利用停止及び立入禁止）

1 本会は、次の各号のいずれかに該当する場合、一定期間又は無期限で、本会の活動場所への立入り及び施設利用を禁止することができる。

- (1) 会員又は指導者の安全を脅かす行為があったとき
- (2) 暴力、威圧的言動、ハラスメント等があったとき
- (3) 本会の運営を著しく妨げたとき
- (4) その他理事会が必要と認めたとき

2 前項の措置は、懲戒処分として、又は緊急の安全確保措置として行うことができる。

3 立入禁止の決定は理事会の議決による。ただし、緊急の場合は理事長が暫定的に措置し、速やかに理事会の承認を得るものとする。

4 本条に基づく措置は、書面又は電磁的方法（電子メール、SNS等）により対象者に通知する。この場合、通知は到達が確認できる方法により行うものとする。

### 第5条（暫定措置）

1 本会は、緊急の必要がある場合、懲戒決定前であっても、活動停止、施設利

用停止その他必要な措置を講じることができる。

2 前項の措置は、速やかに理事会の承認を得るものとする。

#### 第6条（懲戒事由）

次の各号のいずれかに該当する場合は、懲戒の対象とする。

- (1) 規約、各種規程に違反したとき
- (2) 本会の名誉又は信用を損なう行為をしたとき
- (3) 暴力、暴言、ハラスメント等の不適切行為があったとき
- (4) 安全管理規程に違反し、重大な危険を生じさせたとき
- (5) 指導者としての責務に違反したとき
- (6) その他本会の秩序を著しく乱したと認められるとき

#### 第7条（懲戒の基準）

懲戒の種類及び内容は、行為の内容、程度、故意又は過失の有無、結果の重大性及び過去の経緯等を総合的に勘案して決定する。

#### 第8条（手続）

1 懲戒の決定は、理事会の議決による。

2 懲戒の対象となる者に対しては、事前に事実関係を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、弁明の機会を与えないことができる。

- (1) 緊急に措置を講じなければ、会員又は関係者の安全が確保できない場合
- (2) 対象者の所在不明、連絡不能その他やむを得ない事由により、弁明の機会を与えることができない場合
- (3) 客観的事実が明白であり、弁明の機会を付与することが手続上著しく不合理と認められる場合

3 前項ただし書きにより弁明の機会を与えなかった場合においては、事後速やかにその理由を記録し、対象者に通知するものとする。

4 対象者が未成年である場合は、その保護者に対しても通知し、弁明の機会を与えるものとする。

#### 第9条（除名）

除名は、最も重い懲戒とし、次の場合に適用する。

- (1) 重大な規約違反があったとき
- (2) 本会の信用を著しく失墜させたとき

### (3) 改善の見込みがないと認められるとき

#### 第 10 条（懲戒の通知）

懲戒の決定は、書面又は電磁的方法（電子メール、SNS 等）により対象者に通知する。この場合、通知は到達が確認できる方法により行うものとする。

#### 第 11 条（不服申立て）

懲戒処分を受けた者は、処分通知を受けた日から 14 日以内に、理事会（事務局）に対し書面により不服申立てを行うことができる。

2 不服申立ては、原則として処分の効力を妨げない。

#### 第 12 条（再審）

不服申立てがあった場合、理事会は速やかに再審議を行い、原則として 30 日以内にその結果を通知する。

#### 第 13 条（守秘義務）

懲戒に関する審議内容及び個人情報、正当な理由なく外部に漏らしてはならない。

#### 第 14 条（改定）

本規程は、理事会の決議により改定することができる。

#### 附則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。